

平成 2 9 年度 第 1 1 回 四国中央市農業委員会
総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第11回農業委員会総会日程表

日 時 平成30年 2月5日(月) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について

日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員(18名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安徳

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子

9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝幸

10番 高橋 博
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

欠席農業委員(1名)

12番 尾崎 靖雄

出席農地利用最適化推進委員(24名)

1番 脇 純樹
3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
9番 石村 好典
11番 石川 修平
13番 立川 貞美
15番 河村 一碩
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
24番 高橋 祥志

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
8番 鎌倉 静夫
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

欠席農地利用最適化推進委員(1名)

22番 尾崎 寿則

出席した職員

事務局長 曾我部 和 司

係 長 岡 田 昇

係 長 石 川 考 太

次 長 大 西 唯 文

係 長 河 村 由美子

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 皆さん、こんにちは。ここ連日にわたり寒い日が続いております。皆さんお変わりはないでしょうか。昨日がちょうど立春ということで、本来なら暖かくなってくるのですが、ここ当分は寒い日が続くということで、今はやりのインフルエンザ等にかからないように注意していただけたらと思います。農業をやってますと、寒くてもまた暑くてもどうしてもその時にやらないといけないことがあり、ついつい無理しがちですけれども、各自十分注意されて風邪などをひかないようにしていただきたいと思っています。

議 長 只今の出席委員数は、18名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第11回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、12番 尾崎靖雄委員から欠席届けがありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の22番 尾崎寿則委員より欠席届けがありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、15番 辻 政春委員、14番 高橋藤信委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 受付番号42番～47番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを説明いたします。受付番号1、金生町山田井の田1筆について小作地を所有地としたいということで小作地開放となっています。条件第1号から第7号については問題ありませんが、見ていただいたらわかると思いますが下限面積が足りませんので、次の受付番号2と合わせてになりますので、説明させていただきます。金生町山田井の田1筆については、経営の安定を図るためで3年間の使用貸借となります。これで合わせて下限面積を超えますので条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号3、妻鳥町の田1筆については、所有地に隣接しており耕作が便利なためということで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜及び水稻を栽培されるそうです。受付番号4、妻鳥町の田4筆については、所有地に隣接しており耕作が便利なためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号5、土居町上野の畑1筆については、経営安定を図るためということですが、持ち分の有償移転となっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。花木を栽培されるそうです。受付番号6、土居町上野の畑1筆については、経営安定を図るためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。花木を栽培されるそうです。受付番号7、土居町北野の田1筆については、近隣で耕作に便利なためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号8、土居町北野の田1筆については、近隣で耕作に便利なた

めということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号9、土居町津根の田1筆については、近隣で耕作に便利のためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号10、土居町野田の田1筆については、小作地を所有地にしたいということで、小作地開放です。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。受付番号11、土居町天満、蕪崎の田3筆については、所有地の近隣で耕作が便利のためということです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜、水稻を栽培されるそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号1番 質疑ありませんか。

星川委員 1番、2番について異議はありませんが、譲受人の〇〇〇〇さんは非常に体が弱いと聞いておりまして、耕作放棄地ではないのですが、本人の農地の管理が行われていないので、地元の農業委員からもお願いしていますが、再度事務局からもしていただくように要望いたします。

局 長 城ヶ谷の所ですか。耕作放棄というほどではなかったように思うのですが。

星川委員 近所の方から言われておりますので、管理の方をもう少ししていただくようにお願いできないかと思います。

局 長 許可書の中にその旨記載するように対応いたします。

議 長 3番

横尾委員 3番、4番について異議ありませんが、譲渡人の〇〇さんは施設に入っており、3番については〇〇さんがこの農地を譲り受けたことで、耕作放棄地の解消になるし、また4番の譲受人の〇〇〇さんに確認したところ、今農地は荒らしているが申請が通ればやりますと

いうことでしたので、異議ありません。

議 長 5番

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 7番、8番異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 10番

委 員 異議ありません。

議 長 11番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君。
(岡田係長、受付番号1番～2番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号 農地法第3条第1項目的の競売に係る買受適格証明願について、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件で

す。受付番号1、土居町土居の案件について、申請人は〇〇〇〇。
現在借家住まいであり、毎日実家の近くで農作業を行っており、生活
環境の整った申請地に自己住宅を建築するものです。立地基準、一
般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、
よろしく願います。

議 長 受付番号1番

齋藤委員 前々からお聞きしていましたし、あの土地だったら異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意
見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達
することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請は3件です。受付番号1、寒川町の案件について、今回の当
初計画者は〇〇〇〇。平成9年に自己住宅を建築するため5条許可を
受けましたが、その後平成19年に第一継承者〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社が事業計画変更承認を受け、事務所及び倉庫を建築する予
定でしたが、資金繰りが困難となり農地を造成したままにしていました。
第二継承者〇〇〇〇は、現在借家住まいのため申請地を譲り受けて

自己住宅を建築したいと考えています。受付番号2、豊岡町大町の案件について、当初計画者は医療法人の役員であります。夫と自己住宅を建築するため許可を取りましたが、まもなくして夫が亡くなり、自宅を建てる必要がなくそのまま農地として使用していました。継承者は自然エネルギー発電事業を営んでおり、日照量の良い申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置するものです。申請地は農地のため議案第5号受付番号8の案件です。受付番号3、豊岡町大町の案件について申請人〇〇〇〇は、当時転勤先の東京から地元に戻る予定で申請地に自己住宅を建築するため許可を取りましたが、地元に戻る予定が白紙になり、その後中曽根町の実家を相続したため、そのまま農地として利用していました。申請地は自宅から離れており、高齢となって耕作が困難であり、また老後の生活基盤の安定を図るため、日照量の良い申請地に太陽光発電設備を設置するものです。以上で説明を終わります。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしく願います。

議 長 受付番号1番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 2番、3番異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村由美子さん。

河村係長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、11件です。受付番号1、金生町下分の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、公園の隣に位置し住居環境に恵まれた申請地を譲り受けての受人・渡人合致の宅地分譲です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号2、金生町山田井の案件について、受人は不動産賃貸業を営んでおり、申請地を譲り受けて、現在従業員の駐車場が不足して受入との取引のある申請地に隣接する〇〇〇〇株式会社に貸す受人・渡人合致の貸駐車場です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号3、金田町半田の案件について、受人は現在妻の実家に同居していますが、子供も成長し手狭となったため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号4、上柏町の案件について、受人は借家住まいで子供も成長し手狭となったので、実母より実家の隣接地の申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号5、上柏町の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭になったので、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号6、上柏町の案件について、受人は現在借家住まいで子供も成長し手狭になったので、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建設です。受人、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号7、村松町の案件について、受人はシール印刷業を営んでおり、現在の駐車場は運搬用と従業員用が混在し手狭なため、隣接地である申請地を借り受けての受人・渡人合致の駐車場新設です。受人、株式会社〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号8、豊岡町大町の案件について、受人は自然エネルギー発電事業を行っており、地盤も強固で、日照量も良好な申請地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。議案第4号受付番号2の案件です。受人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号9、土居町北

野の案件について、受人は太陽光発電の設備認定を受け、今後まとまった収入を得るために日照通風の良い申請地を借り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号10、土居町土居の案件について、受人は介護事業を営んでおり、申請地の隣接地にデイサービス及びサービス付高齢者住宅を展開しており、デイサービスの送迎用や従業員用の駐車場が手狭なため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場新設です。受人、株式会社〇〇代表取締役、〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号11、土居町土居の案件について、受人は安定的な収入を得るため、太陽光発電設備の認定を受け、日照通風の良好な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の太陽光発電設備設置です。受人、〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくをお願いします。

議 長 受付番号1番

委 員 1番、2番異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 4番

委 員 4番から7番まで異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 10番

委 員 異議ありません。

議 長 11番

高橋藤信委員 この農地については、20年、30年作物を作っていないく、木も生えていましたので、太陽光発電施設光発電施設の設置の方が良いかと思いますので異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
(岡田係長、受付番号1番～9番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号10番から19番については再設定であります。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 それでは受付番号1番、質疑ありませんか。

委 員 1番から3番まで異議ありません。

議 長 4番

委 員 異議ありません。

議 長 5番

合田篤夫推進委員 ○○○○さんは嶺南地区の新規就農者ということで非常に期待しております。経験がないので作業部会等に参加していただいて就農していただきたらと思いますので異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 9番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号10番から19番の再設定について、質疑はありませんか。

河村 薫委員 利用権設定で新規の方で期間10年のものが3件ありますが、中間管理機構を通しての利用を推進してみてもいいのかと思うのですが、何かできない理由とかあるのですか。

岡田係長 中間管理機構を通しての申請について説明をしているのですが、そこまでする必要はないとのことで、このようになっています。

河村 薫委員 今後ありましたら勧めていただいたら、私たちも勧めていきますので、お願いします。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号1番～3番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 2番

委 員 異議ありません。

議 長 3番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第10、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見は、1件です。受付番号1、寒川町の個別除外の案件です。申出人は〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。現在川之江町に本社工場があり、特殊紙等を中心に多種多様な機能を持った製品を製造販売しており、この特殊紙の需要が好調で受注の増加に生産が追い付かず供給不足になっております。供給不足を解消し、需要に応えるために大型で高度なマシーンを追加導入する必要に迫られています。現在の本社工場内では余分なスペースがなく、加工設備を他の施設に移す必要があります。本社敷地内及び周辺隣接地において新增築を検討いたしましたが、建設用地の確保が不可能であったため、新たに土地を取得して新加工場の建設を計画し、建設予定地を複数検討してきましたが、今回の申出地以外に交通条件が良く、一体利用ができる土地がないため、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第11回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:20)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川 有利

委 員

辻 政春

委 員

高橋 藤 信